平成３０年（フ）第１８３６号
東京都港区芝１丁目14―１―810
債務者　笹谷　郁子（旧姓浜辺）
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１８３７号
東京都世田谷区大原１丁目51―９　セリバシＭＫＣ笹塚107
債務者　進藤　英美
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１８５５号
東京都杉並区桃井１丁目36―14―202　ＭＯＭＯＩ　21
債務者　室伏隆之介
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１８５６号
東京都杉並区桃井１丁目36―14―202　ＭＯＭＯＩ　21
債務者　室伏　久美
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１８５７号
東京都江戸川区鹿骨３丁目５―18―103
債務者　原島　貴孝
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１８５８号
東京都品川区豊町１丁目12―３―501
債務者　田中　ゆき
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１８６７号
東京都豊島区西巣鴨１丁目35―９
債務者　藤原　久子
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１８６８号
東京都八王子市館町1097　館ケ丘団地　１―８―211
債務者　杉山　　要
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１８７２号
東京都豊島区上池袋２丁目35―２―201
債務者　櫻庭しのぶ
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１８７５号
東京都板橋区大門４―３―102
債務者　新岡　雅史
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１８８２号
東京都世田谷区喜多見１丁目26―13―102
債務者　有坂奈都子（旧姓原田）
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１８８３号
東京都大田区仲六郷１丁目53―10―202
債務者　重田　　恵
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１８８６号
東京都葛飾区東水元５丁目44―８―104
債務者　福田　信一
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１８８７号
東京都江戸川区東小松川３丁目22―８―202
債務者　小林　美弘
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１３５８号
東京都八王子市堀之内３丁目４番地９ハイツ明和410号
債務者　小杉　　彰
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月31日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部